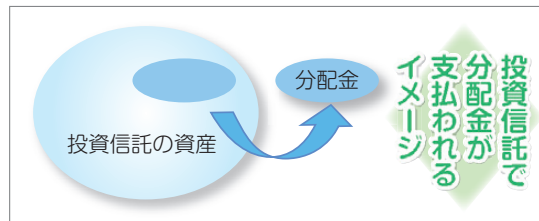


毎月分配型投資信託の収益分配金に関するご説明

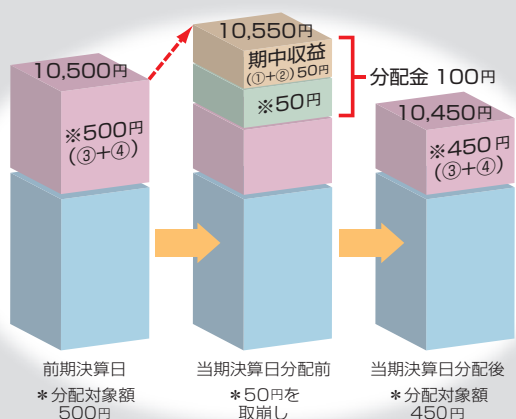
投資信託のご購入前に必ず毎月分配型投資信託の収益分配金の支払に関する事項についてよくご理解ください。また、各投資信託に係わるリスク、費用、留意点等は商品説明書、目論見書等にてご確認ください。

■投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

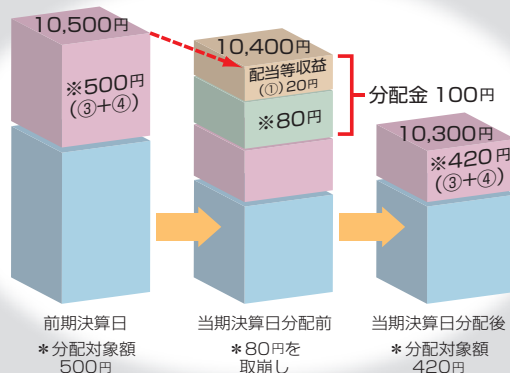


ケース A 前期決算から基準価額が上昇した場合



計算期間中に発生した収益を
超えて支払われる場合

ケース B 前期決算から基準価額が下落した場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

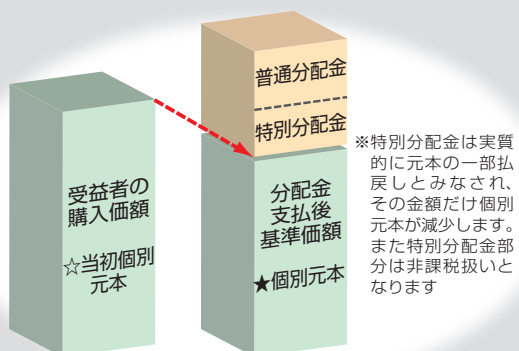
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円

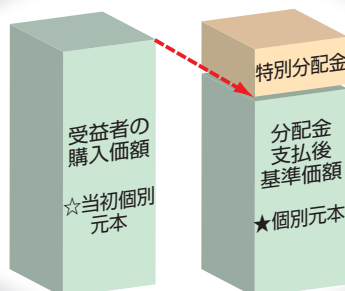
ケースB：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

★A、Bのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。



分配金の一部が元本の一部
払い戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部
払い戻しに相当する場合

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

※本リーフレットに記載された文言等、ご不明な点がございましたら、お近くの福島銀行の各営業店窓口までお尋ねください。